

南知多町まちなみ景観審議会 議事録

1 日 時 令和 7 年 5 月 8 日 (木) 開始 午後 1 時 3 0 分

終了 午後 3 時 0 8 分

2 場 所 南知多町役場 大会議室

3 委員の総数及び出席者の数並びにその氏名

イ 委員の総数 1 0 名

ロ 出席者 9 名

瀬口哲夫、石黒仁士、須賀萌乃、

山本直径、相川美里、森 崇史、

折戸参子、鈴木佐代子、足立夏実、

ハ 欠席者 山本和弘

4 その他の出席者

事務局 建設経済部長 田中直之

まちなみ環境課長 田中達也

まちなみ G L 石橋暁登

まちなみ G 主事 西野優斗

5 内 容

事務局（田中達）	皆さん、こんにちは。 定刻となりましたので、ただいまから、第1回南知多町まちなみ景観審議会を開催いたします。 本日の進行を務めさせていただきます、まちなみ環境課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。 本日の出席者は、委員10名中9名であり過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。 なお、本日、山本和弘委員は、都合により欠席されておりますので、よろしくお願いいたします。 まず、本日の資料について、確認をさせていただきます。 「南知多町まちなみ景観審議会次第」と題した資料を先頭に、資料下段の1ページ、資料1といたしまして、本日開催の南知多町まちなみ景観審議会委員名簿、次のページ、2ページには本日のまちなみ景観審議会の配席表、資料2といたしまして、まちなみ景観審議会の職務等についてでございます。資料2は関係条例等の抜粋といたしまして、3ページから5ページまで添付してございます。この資料とは別に南知多町景観計画の概要と景観重要建造物と景観重要樹木～指定及び管理のガイド～がお手元にあるかと思いますのでご確認ください。 また、本日ご持参いただいているかと思いますが、事前に配布しております、南知多町景観計画～美しい海と島々～、小冊子「うみとしまじま」、南知多町景観計画届出の手引きをご用意いたします。 なお、本審議会の辞令につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。
----------	---

石黒町長	本日の資料は以上となりますが、不足及び本日お忘れになられた方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせ願います。 (不足無し) それでは、初めに石黒町長より一言ごあいさつをさせていただきます。 石黒町長 あいさつ (省 略)
事務局（田中達）	ありがとうございました。 続きまして、石黒町長より辞令交付をさせていただきます。 資料１の委員名簿及び景観アドバイザー名簿をご覧ください。 本日は、時間の都合もあり、名古屋市立大学名誉教授の瀬口哲夫先生に代表して辞令交付を行います。他の委員の皆様におかれましては、机上に準備させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 また、一般公募委員の足立様、山本様におかれましては、公募委員決定の際に送付してございますのでよろしくお願いいたします。 それでは、石黒町長、瀬口委員、前の方をお願いいたします。
石黒町長 事務局（田中達）	石黒町長から瀬口委員へ辞令交付 (省 略) ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、令和９年３月３１日までの２年間、どうぞよろしくお願いいたします。

全委員及び事務局	続きまして、自己紹介になります。先ほどご覧いただきました資料 1 の名簿順に、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。 それでは、名簿順に瀬口委員よりお願いいたします。 全委員及び事務局から自己紹介 (省 略)
事務局（田中達）	皆様、ありがとうございました。 続きまして、まちなみ景観審議会の職務等について、担当より説明をいたします。
事務局（石橋）	それでは、まちなみ景観審議会の職務等につきまして、お手元の資料 3 ページから 5 ページにあります、まちなみ景観条例、施行規則及び運営規則を使い、私、石橋からご説明申し上げます。 この説明の前に、A 3 用紙 1 枚にまとめました南知多町景観計画の概要版及び先にお配りしました南知多町景観計画の冊子を使い、少しご説明をさせていただきたいと思います。 「1. はじめに」から「9. 景観形成の施策」と付いている番号が景観計画の冊子の章立てになっております。 1 章のはじめに（1）景観とは、（2）南知多町における景観形成の意義から始まり、先ほど石黒町長のあいさつにもありましたが、総合計画の将来像として「絆・選ばれる理由があるまち」を目指しています。 4 章の南知多町の景観形成の理念と目標にあります、「景観で絆を育む・景観で選ばれる理由をつくる」を景観形成の理念とし、それに向かう目標として、「自然との関わりによって形成されてきた空間の成り立ちを尊重する。」、「南知多らしい景観を守り、つくり、育む。」としています。

続いて、2章の南知多町の地勢と歴史をご覧ください。

由緒ある神社や寺院、多くの祭りや伝統行事が大事であることから、景観計画策定にはその点も盛り込んでございます。

3章南知多町における景観特性では、自然とひとの折り合いのパターンとして、受動的、中動的、能動的なものを記載してございます。

4章は先ほどご説明をしましたので、次に5章の景観形成の課題と方針をご覧ください。

景観形成の課題を挙げた上で、方針を示してございます。中でも海ごみや空き家の荒廃が大きな課題となっており、後ほどの章にて他の関係部署との施策を示してございます。

続いて、6章では景観形成の取組の枠組、7章では、自然公園法、森林法、農地法、太陽光発電施設に関する事項等、海や山の景観を守るための規制・誘導について他法令に関する事項を示してございます。

次の8章ですが、8-1景観デザインの考え方と方策の内容を景観アドバイザーの方々にご意見をいただく項目としています。

8-2行為の制限に関する事項は、南知多町は全域を景観計画区域となり、建築物や工作物、太陽光発電設備等を新たに設ける際は届出が必要となるものでございます。別冊で届出行為の手引きを準備し、事業者理解していただき、事前届出を促しております。

続きまして、8-3景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針及び8-6重点地区の指定の方針において、まちなみ景観審議会委員の皆様よりご意見をいただく項目となります。

次に、9章では、景観に関する課題に対し、事業者や地域コミュニティ、役場他部署との連携を行う施策を掲載してございます。

景観計画につきましては、以上となります。

続きまして、資料２の３ページ、まちなみ景観条例をご覧ください。

第２５条 審議会は、町長の諮問に応じ、町長に意見を述べるができるとなっております。後ほどご説明させていただきますが、様々な案件に対し、ご意見を頂戴する場となるものです。

第２６条 審議会は、（１）から（３）までの所属により、委員１０名以内で組織しております。先ほど、自己紹介の際に用いました名簿には各委員の所属がそれぞれ記載してございます。委員の任期は２年としており、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとしてございますが、やむを得ない理由から委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の残任期間とします。また、再任されることも良いものとしております。委員の皆様は、職務上知り得たことについては、在任中はもちろんですが、その職を退いた後も漏らさないようお願いいたします。

続きまして、４ページ、施行規則をご覧ください。

第２２条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めるとあり、会長は審議会を代表することとなっております。

また、会長に事故あるときは、指名された委員が職務を代理するとありますので、後ほど、会長及び職務代理者を決めたいと思います。

第２３条 会議の招集については、本来会長が招集するものですが、本日の第１回目の審議会にて会長が決まるため、今回は町長から招集を行っております。

また、会議は委員１０名のうち、過半数の出席が無ければ開くことができないため、今後の開催においても欠席される場合は必ず、事務局までご連絡をお願いいたします。

第２４条 審議会の庶務は、まちなみ環境課にて行います。

また、５ページの運営規則では、さらに細かく定めておりますが、本日は時間の都合上、割愛させていただきますので、後ほど

ご覧ください。

続きまして、事前配布しております、南知多町景観計画の冊子 85 ページをご覧ください。

先ほど、景観計画の概要にて少し触れましたが、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針につきましては、地域の中で住民から愛着を持たれている、シンボリックな建築物や樹木があると思います。その場合、指定要件に合致したものを指定することができますが、その際は、所有者の同意を得て、まちなみ景観審議会での意見をお聴きする流れとなります。

続きまして、景観重要建造物と景観重要樹木の指定及び管理のガイドを作成しましたが、こちらを使って指定していくこととなります。指定された場合のメリットの例では、外壁の張替えや塗装等に要する費用に対し、補助金が活用できる一方で、デメリットとしては、勝手に取り掛かることができず、許可を受けた後に実施していただくこととなります。

続きまして、少し戻っていただき、冊子の 77 ページをご覧ください。

現在、景観法に基づく景観計画区域は、町内全域としており、その中で「市街地景観エリア」、「緑住景観エリア」、「島しょ景観エリア」に区分し、行為の制限を行っております。行為の対象案件が事務局のみでは判断しかねるものが提出された場合は、審議会委員の皆様のご意見を頂戴することがございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、87 ページをご覧ください。

先ほど、行為の制限を行う際の区域は、町内全域とご説明させていただきましたが、歴史的な景観を有する等、特に景観形成に取り組む地区がある場合、景観重点地区として指定することができるため、重点地区の指定を行う際は改めてご意見を頂くこととなります。以上で、説明を終わります。

事務局（田中達）	ただいまの事務局からの説明に対し、ご質問はありませんか。 （質問無し） それでは次に進みます。 続きまして、まちなみ景観審議会会長及び職務代理者の選任でございます。南知多町まちなみ景観条例第9条第3項により、会長及び職務代理者の選任をお願いしたいと思いますが、選任されるまでは、まちなみ景観審議会運営規則第5条の規定により、町長が臨時議長を務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、石黒町長、お願いいたします。
石黒町長	それでは、会長が選任されるまで、私が臨時議長を務めさせていただきます。 まず、本審議会の会長の選任について皆様にお諮りしたいと思います。 選出方法については、まちなみ景観審議会運営規則第2条により、原則投票となっておりますが、ご異議が無ければ指名推薦の方法も用いることができます。皆様いかがでしょうか。
森委員	指名推薦が良いと思います。
石黒町長	指名推薦というご意見がありましたが、皆様ご異議はありませんか。 （異議無し） 異議無しということですので、会長選任につきまして、どなたか推薦をお願いいたします。

森委員	瀬口委員を推薦します。
石黒町長	ありがとうございます。 ただいま、瀬口委員を会長に、と推薦の声がありました。他にはございませんか。 (他に無し) 他に無いようですので、瀬口委員を会長に推薦のご意見にご異議はございませんでしょうか。 (異議無し) ありがとうございます。 それでは、異議も無いようですので、瀬口委員に会長をお願いいたします。 ここで、私は臨時議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。
事務局（田中達）	それでは、瀬口委員、会長席にお着きください。あわせて、会長就任のごあいさつをお願いいたします。
会長（瀬口委員）	瀬口会長 あいさつ (省 略)
事務局（田中達）	ありがとうございました。 本審議会の議長は、条例施行規則第２３条第１項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行については会長をお願いをいたします。 なお、職務代理者の選任につきましては、瀬口会長の指名にてお願いしたいと存じます。

会長（瀬口委員）	それでは、ここからの議事進行は私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 職務代理者の選任につきましては、先ほど事務局より説明がありましたとおり、会長の指名となっておりますので、私から指名をさせていただきます。 職務代理者に、森委員を指名いたします。 委員の皆様、よろしくお願いいたします。 森委員、職務代理者席への移動をお願いいたします。 （森職務代理者席移動） それでは、続きまして、その他意見交換に入ります。 本日は、第1回目の審議会のため、特に議題があるわけではございませんので、事務局からの説明を含め、景観に対するご意見を自由におっしゃっていただければと存じます。 では、配席表を参考に、石黒委員から順にお願いします。
石黒委員	私の生まれ育った地元では、山があり、集落があり、すぐ近くに海があるという見慣れた風景ですが、都会の方から見たらまた違って見えると思います。建築の仕事柄、日間賀島にはよく行きますが、建物と建物の間に細い道がある独特の風景は島ならではの、都会では考えられないのではないかと思います。こういった風景を守っていくことも大事だと考えています。
会長（瀬口委員）	ありがとうございました。 日間賀島は、漁村ということで路地が多くあり、それが特徴だと思います。ただ、近代の都市計画では、最低4m以上の道路が必要と言われますが、「人間らしい空間」というのは狭い路地というのを皆さん感じられているものです。 それでは、続きまして須賀委員、お願いいたします。

須賀委員	南知多町で暮らす中で、よく愛犬と散歩をします。田園に緑色の苗が植えられ、その奥には大きな海が広がる風景や高台から見晴らした先に集落があり、その先には広大な海や山々が連なるといった風景は凄くきれいな景色だと感じ、これから守っていくことが必要だと考えます。
会長（瀬口委員）	ありがとうございました。 景色も様々ですが、広いエリアだとまた違ったものとなりますが、知多半島のスケール感がそうさせるのだと思います。 続いて、山本委員、お願いいたします。
山本（直）委員	漁業会を代表して感じることをお伝えいたします。 相手が自然ということで、資源が増えてこず困っているのが現状です。例えば、潮干狩りシーズンではあるが、アサリが無くこれまでにない危機を迎えている。また、シラスの漁獲量も全国トップではあるが、近年の不漁から、その中でもどういったことができるかを模索している状況です。
会長（瀬口委員）	ありがとうございました。 漁業そのものに対し、景観で直接的な支援できるものではないが、漁業が盛んであることで南知多町の景観が豊かであるとなる。潮干狩りのシーズンの賑わいもまた景観であり、シラスが郷土食となっているのも景観であると考えられ、これは観光とも結び付いてくるので、これからも頑張っていきたいです。 続いて、相川委員、お願いいたします。
相川委員	国道２４７号沿いの堤防の上に行燈が並べられ、夜にはライトが点灯する風景がとても幻想的できれいだと感じています。 きりえ作家「山崎修氏」が切り取る南知多町の風景が全て残っ

	ていくと良いなと考えています。 NPO 団体で米作とビワの栽培を行っており、四季折々の季節を感じさせるものを作っております。
会長（瀬口委員）	ありがとうございました。 ご自身でたくさん取り組まれていますので、今後もぜひ続けていってほしいです。 続いて、足立委員、お願いいたします。
足立委員	私は、内海の千鳥ヶ浜から徒歩で数十秒のところにある自宅で民泊を営んでいます。本日欠席されていますが、山本和弘委員を含む有志の団体が毎朝、ビーチクリーンを行っていただけているため、とてもきれいに保たれております。民泊では、長期滞在でのワーケーション目的とする海外からのお客様が多くいます。その際、南知多町の景色や建物を一緒に見てもらい、帰国後、「南知多町は良いところ」というのを広めてもらっています。 また、会議だけの意見で終わるのではなく、自分自身もInstagram を使って発信していますが、もっと大きな力で発信していくと良いと考えます。
会長（瀬口委員）	ありがとうございました。 実際にワーケーション目的のお客様がいるということであれば、それをもっと町全体で増やしていくかどうかを考えるかどうかだと思います。 続いて、鈴木委員、よろしくお願いいたします。
鈴木委員	私は、日間賀島で民宿を営みながら、トゥクトゥクを使って島内の観光案内を行っています。常日頃、お客様と接していると、日間賀島への来島は非日常を味わいに来ていると考えます。

会長（瀬口委員）	日間賀島は、昔ながらの良いところもあれば、新しいものも考えていますが、「新し過ぎず」というところが魅力なのではないかと考えます。 観光業の島であるため、シーズンを通してお客様が多く来島いただけるのが本当に有難いことではございますが、町全体を考えると、各地区で良いところがたくさんあるが、まだまだお客様の数が少ないと思います。 以前、島めぐりをした際、香川県にある直島（町）を訪問したが、とても心に残るものでした。直島のように魅力あるものにしていきたいと考えます。 ありがとうございました。 直島は、民間の会社がきっかけで有名になりました。単に芸術祭の開催だけでは集客は見込めず、著名な現代アーティストの作品を屋外に飾る等を行うことで、観光客やアート愛好家に人気が出ました。常滑市でも似たような取り組みで、空き家を使い、色々な作品を並べたり、食事をしたりすることができるようになりました。南知多町でも同様にこういったことを取り入れるかどうかを考えるべきだと思います。 また、お客様の絶対数が減っていることに対し、どう考えるかも重要です。例えば、数が減る中で、質を上げて単価を高い設定にするものの一つの手法だと思います。 それから、「新しいものをつくりすぎない」ということについては、ターゲットとなる年齢層のお客様の意見を取り入れながら考えると良いと思います。 続いて、折戸委員、よろしくお願いいたします。 私は、篠島で昨年まで民宿を営んでおりました。その際、観光協会に属しており、「きれいな海を守る」ということから、常に
折戸委員	

	海をきれいにするという考えがあり、毎日のように掃除をしておりました。その経験から「まちなみを守る」という大変さを目の当たりにしておりました。 日間賀島と篠島を比較すると、やはり新しい取り組みを行うことから若い観光客の方々は日間賀島へ流れていることが分かります。一方で、篠島は手付かずの自然等、「何もないのが良い。」と言っていたける、比較的年配の観光客の方々が来島してくれている。きれいな海や路地のまちなみを守ることで、都会からお越しになる方々の癒しになればと思っています。 また、空き家がとても多く、何とか利活用できないかと考えますが、所有者の方がいらっしゃるので、難しいものとなっています。 シラス漁の不振から、若い世代の家族が出て行ってしまうことも大きな課題となっている。
会長（瀬口委員）	ありがとうございました。 シラスのお話がありましたが、シラスは海水温の影響から漁獲量に影響するものなのでしょうか。
山本（直）委員	太平洋を通る黒潮の蛇行の影響から、本来、湾内に入ってくるシラスがそのまま北へ通過することが原因となっている。
会長（瀬口委員）	そうすると、今までとは異なる魚が水揚げされることもあるのでしょうか。
山本（直）委員	暖かい所で獲れる魚の水揚げもありますが、やはりシラス漁の不漁が大きく影響します。

会長（瀬口委員）	関係課への共有を行い、シラス漁が不漁でも何とか生活できる方策が必要になると考えます。 また、空き家の問題についてですが、現在、空き家バンクの状況はいかがでしょうか。
事務局（石橋）	現在の所有者の方が家屋等を手放す傾向が少ないことから、空き家バンクの登録件数も年々、減少しています。その後、相続された世代の方が登録する際、利活用できない状況になっており、危険空き家として扱われる等が課題ではないでしょうか。
会長（瀬口委員）	手放さないのであれば、借家という考え方は無いか。
事務局（石橋）	少ないながら、借家もございしますが、空き家バンクを通して行う件数はやはり少ないです。
会長（瀬口委員）	都会で空き家バンクが流通しないのは、収入に余裕があることからである。南知多町でも朽ち果てるまで空き家をそのまま放置するのは、同様に収入に余裕がある方なのかもしれない。ただ、その収入を何とかしたいと考えるのであれば、行政だけではなく、間に民間業者を入れて考えていく必要がある。貸す側も全く知らない方に貸すのはリスクがあるため、敬遠するものであるが、知り合いを介していれば安心して貸すことができると思う。借りたい人と貸したい人のマッチングができれば、改修を行うという仕組みができるとより良いと思う。
石黒町長	本町の空き家バンクは、今年で１６年目になるが、県内でもトップレベルの実績があります。ただ、空き家バンクはもう限界で、物件が出尽くしたと考え、今後、力を入れることはありません。

	ただし、空き家バンクではなくても、民間が力を入れてくれており、物件はかなり動いていると感じています。 空き家バンクに自分の物件を登録することを「恥ずかしい」と考える方がいることが「物件が出尽くした」ということに繋がる。 観光客における話ですが、本町は大きなアミューズメント施設があるわけではないが、観光客の方々が来てくれている。全体数は減っているが、人口減からの割合で考えればまだたくさんのお客様がお越しになってもらえている。 質を上げ、おもてなしができる人材を育成するための投資が現在の南知多町ではできない状況である。
会長（瀬口委員）	では、今後の南知多町では、空き家バンクに捉われない、空き家の利活用方法を模索していくことを検討する必要があると考えます。 岐阜県の事例では、貸す側が「どのように改修しても良い」という考えを示すことから、借りる側は「自分の思うように改修できる」というマッチングがうまくできているものがある。色々な方法があるので、今後検討の余地はあるかもしれない。 その他、いくつかの町では、宿泊税を課税し、それをごみ拾いのために使う等、行っているが南知多町ではどのようにしているのでしょうか。
石黒町長	本町では、宿泊税は課税しておりません。
鈴木委員	先日、日間賀島で行われた「オーシャンピック」というごみ拾いイベントでは、関わりがある企業と地元観光協会、中学生が一緒になり、ゲーム感覚で試験的に実施してみました。これが上手くいけば、各海水浴場での面白い企画になると思いました。

会長（瀬口委員）	ボランティアばかりでは、とても大変なのでこういう企画も面白いですね。 例えば、自動販売機で飲料を購入すると、環境美化の基金に積み立てられるという仕組みもあるが、南知多町ではどうでしょうか。
石黒町長	導入していません。
会長（瀬口委員）	こういうものと組合せをしながら行うことで、住民の方だけではなく、観光客の方も巻き込んだ施策として成り立つと考えます。
折戸委員	台風時期になると、流木が流れ付いてしまい、かなり困ることがある。常にごみがあるわけではなく、この流木が何か他に活用できるようになると良いと考えています。
石黒町長	本日、欠席されていますが、山本和弘委員は毎日、ごみ拾いを行っていただいております、そのおかげできれいな海水浴場を維持できていると思っている。
会長（瀬口委員）	今後は、流木を使ったアート展の企画も検討しても良いと考えます。 その他に、南知多町は多くのメディアに取り上げられていると思うが、どんな内容で取り上げられたのかを一覧にして、そこで必要とされていること、逆に足りないことを発信することで効率よく検討ができると思う。
石黒町長	過去には、県内町村の知名度ランキングでトップになったこともあり、お陰様で様々なメディアに取り上げていただけてます。

会長（瀬口委員）	それでは、最後になりましたが、森委員、よろしくお願いいたします。
森委員	仕事柄、私は文化財に携わってきており、内海にあります「内田佐七家」、「内田佐平二家」の２軒の保存を行うことができました。しかしながら、同地区には廻船業を営んでいたお屋敷が５軒ありましたが、２軒は売却後の取壊し、寄贈後の老人福祉施設への変更により形を変えてしまいました。 他の地区にもたくさんの建物が残っていることから、このまちなみを今後どのように保存していくかを常に考えております。文化財保存活用地域計画を策定するにあたり、アンケートを実施した中で、「自然と景色を守っていきたい。」という回答が多く挙がっていました。 これから守るべき景観は、人々が造ってきたものというのは、今、目に見えるものだけではなく、祭りの風景も守るべきものではないかと考えます。実際に、文化庁の補助金を活用し、内海のからくり人形の修復を行ったりしておりますので、様々なお祭りの存続に力を注ぐのも考えていけたらと思います。
会長（瀬口委員）	梅原猛先生の過ごされた家も今後保存していくとすれば、そこを活用しつつ、梅原先生がどのような方なのかを引き継いでいくことを考えていくのも良いと考えます。 祭りも生活の一部であると思いますので、景観計画にも山車が練り歩くルートを示しております。 それでは、これで皆様からご意見を伺いましたので、次回からはトピックを絞って議論できればと思います。 全体を通して、その他、ご意見がある方はいませんか。 （意見なし） 最後に、事務局から何かございますか。

事務局（田中達）	本日は、お忙しい中、南知多町まちなみ景観審議会にご参集いただき、誠にありがとうございました。南知多町では、町民の皆さんや南知多町の景観を魅力的だと感じている町外の皆さんとともに、このまちの景観を守る、創る、発信していくという考えのもと、南知多町景観計画の策定、まちなみ景観条例及び条例施行規則の制定を行いました。冒頭のあいさつでもございましたが、条例等の制定を行っただけで終わることのないよう、少しずつですが、より良い景観のための取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、皆様からのご意見をよろしく願います。 事務局からは、以上です。
会長（瀬口委員）	ありがとうございました。 それでは、これをもちまして、まちなみ景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。 （閉 会）